

個人情報等の安全確保等に関する特約条項(請書)

個人情報等の安全確保等に関し、次の特約条項を定める。

(総則)

第1条 善良なる管理者の注意をもって委託(役務提供)業務を行う。

(漏えい等の防止)

第2条 個人情報等の漏えい等防止のため、適切な措置を講ずる。

(秘密の保全)

第3条 この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用しない。

(再委託)

第4条 委託(役務提供)業務の全部又は一部を第三者(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。)に請け負わせる場合には、あらかじめ書面により貴官の承認を受ける。

(個人情報等の目的外利用等の禁止)

第5条 委託(役務提供)業務に係る個人情報等を他の目的で使用しない。また、当該情報を第三者に閲覧又は提供しない。

(個人情報等の持ち出し)

第6条 この契約の履行に必要な場合を除き、当方の事業所等から個人情報を持ち出さない。

(委託(役務提供)業務終了時の個人情報等の返却、廃棄)

第7条 この契約の履行が終了した場合は、個人情報等を返却又は廃棄する。

(個人情報等の取扱者の通知)

第8条 この契約の履行に際し、個人情報等を取扱う従業員を明確にし、貴官に通知する。

(個人情報等の複製)

第9条 個人情報等を複製する場合は、あらかじめ書面により貴官の承認を受ける。

(個人情報等の管理)

第10条 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等、個人情報等の管理について、定期的に検査を行う。また、貴官が特に必要と認めた場合は、当方に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又は当方の事業所等の関係場所への立入調査に応じる。

(違反した場合等の損害賠償)

第11条 法令又はこの契約に違反した場合は、損害賠償の責任を負う。ただし、貴官がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(その他)

第12条 委託（役務提供）業務に係る個人情報等に関する事故等が発生した場合は、速やかに、その内容を貴官に報告する。